



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域別最低賃金の決定方式をどう考えるか：「相対化」に関わる高知の取組みによる示唆
Author(s)	安部, 由起子
Description	本記事は「視点」というタイトルで連載されたシリーズの一部である。
Citation	労務事情, 62(1523)
Issue Date	2025-10-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96101
Type	article
File Information	romuji_1523.pdf



②地域別最低賃金のあるべき姿と今後の展望は

報道されるところによれば、2025 年の最低賃金の審議過程では、審議会委員（特に使用者側）から強い反発があった。現在の公労使（公益委員・労働者代表委員・使用者代表委員）の 3 者が協議する審議会方式について、「制度疲労」との見方がされる場合がある（たとえば、秋田県知事の記者会見（2024 年 9 月 2 日秋田知事記者会見、<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/84185>）。さらには、最下位競争（最低賃金が全都道府県で最下位になるのを避けるため、他県の審議結果を見て以降に答申を出す）により審議が長引く一方、そうやって決まる最低賃金が合理的な水準なのかには疑問符がつく。そのような現状から、「客観的な指標に基づいて最低賃金を決める」ことへのニーズが高まっている。最低賃金の水準を賃金指標との相対的な値に決めることは、世界の潮流であるという評価もある（「最低賃金、「最低」相対化が世界の潮流」神吉知郁子氏、東京大学教授、日本経済新聞『経済教室』2025 年 1 月 23 日）。

「相対化」の具体例の一つが、EU 指令

（<https://www.eurofound.europa.eu/en/publications/all/minimum-wages-trends-and-early-impacts-eu-directive#overview>）である。そこでは最低賃金の水準の指標として、「賃金の中央値の 60%、賃金の平均値の 50%」が推奨されている。この考え方に沿って審議がなされたのが、2025 年度の高知地方最低賃金審議会で、そこでの議論の詳細は、「令和 7 年 8 月 29 日に出た高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会の公益委員見解の文書」（高知労働局から入手可能）に説明されている。この文書のなかで、「相対化」の議論と対応する部分をまとめると、「高知県の最低賃金を、高知県の一般労働者の賃金（所定内賃金、賞与等を含む）の中央値の 6 割に相当する金額に数年かけて到達させる」、ということである。

現在の審議会方式の難点を打開するために、抜本的制度変更をすべきという意見もある。しかし抜本的な制度変更のためには最低賃金法の改正が必要であり、数年のうちにそれが実現する可能性は低いだろう。その間も最低賃金の審議は毎年行われる。そうであればその間、現在の審議会方式を維持する運営をすべきである。そして高知の取組みにみられるように、その審議会方式の中でも、相対化の精神に沿った決め方をすることも可能な場合もある。大がかりな制度改正を待たずとも、現在の枠組みの中で、これまでと異なる考え方を取り入れ、より合理性・納得性が高いであろう決め方をすることが可能なことを、高知の事例は示している。